

松阪市不良空家等除却促進補助金

そのまま放置すれば周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれのある不良空家等の除却を促進し、地域住民の生命、身体及び財産の保護並びに生活環境の保全を図るため、不良空家等の除却工事に要する費用の一部を補助します。

【 対象となる空家等 】

松阪市内にある不良空家等であること

※不良空家等とは、住宅地区改良法第 2 条第 4 項に定める不良住宅と同等の空家等で、補助要綱に定める判定基準表による評点が 50 点以上のものをいう。(空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等を含む。)

【 対象となる工事 】

次の①②に該当する不良空家等の除却工事であること

- ①不良空家等の除却にかかる工事。ただし、空家等に附属する建築物(門又は塀等)のみを解体するものでないこと
 - ②建設業法に基づく国土交通大臣若しくは三重県知事による許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく三重県知事による登録を受けた事業者が施工すること
- ※家財道具の処分、舗装等の敷地整備等の経費については、補助対象経費には含まれません。

【 補助対象者 】

次の①～⑤をすべて満たす方

- ①空家等の所有者、その相続人、または所有者等の同意を得ている 3 親等以内の親族
- ②市税等を滞納していない方
- ③暴力団や暴力団員でない方
- ④この補助金及び他の補助金等の交付を受けていない方
(ただし、松阪市狭あい道路整備促進事業、松阪市危険ブロック塀等除却事業を除く。)
- ⑤建築物と土地の所有者が別である場合、空家等が共有又は相続財産である場合、所有権以外の権利の設定がある場合には、それらの権利を有する者全員の同意を得ている方
(権利を有する者全員同意を得られない場合は、紛争等が生じた場合の「誓約書」の提出が必要。)

【 補助金の額 】

不良空家等の除却工事に要する経費の 23 %の額 (上限額 25 万円)

(1,000 円未満切り捨て) ※令和 6 年度補助件数 (予定) 24 軒 (先着順。予算の範囲内)

【 留意事項 】

- ・補助金の交付決定を受ける前に工事着手した場合は補助対象になりません。
- ・工事完了後 30 日以内に実績報告書の提出が必要です。(最終提出期限:令和 7 年 3 月 20 日)
- ・建築物を除却した場合、固定資産税が上がる可能性があります。



松阪市ホームページ

【 お問い合わせ 】

松阪市 建設部 建築開発課 空家対策係

TEL 0598-53-4174

FAX 0598-26-9118

【 手続きの流れ 】

